



三原市結婚新生活支援事業 よくあるご質問(Q&A)



| 婚姻について | | | |
|---------|---|-----|--|
| Q1 | 三原市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は、対象になりますか？ | A1 | 対象になります。 |
| Q2 | 再婚の場合は対象になりますか？ | A2 | 夫婦、パートナーの双方が過去に結婚新生活支援事業の補助を受けたことがなければ対象になります。ただし、同一夫婦が離婚・再婚しており、その離婚日が再婚日から起算して1年以内である場合には対象とはなりません。 |
| Q3 | これから婚姻届の提出や引越し等を予定している場合は事前に申請できますか？ | A3 | 事前に申請はできません。婚姻や引越し、対象費用の支払いを終えた後、必要書類が全て揃った時点で申請が可能となります。申請期限は令和8年3月31日です。 |
| Q4 | パートナーシップは対象となりますか？ | A4 | 令和7年度から対象になります。 |
| Q5 | 夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認したらいいですか？ | A5 | 戸籍抄本や婚姻証明書等、婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により確認してください。その際、年齢計算による法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることに留意してください。 |
| Q6 | 夫婦、パートナーの双方または一方が外国人の場合は対象になりますか？ | A6 | 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。外国式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。 |
| 住居費について | | | |
| Q7 | 三原市内での転居の場合、対象になりますか？ | A7 | 対象になります。 |
| Q8 | 住居のリフォーム費、増改築費は対象になりますか？ | A8 | 婚姻等に伴う住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用は対象になります。ただし、倉庫や車庫の工事費用、門・フェンス等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入・設置に係る費用は対象になりません。 |
| Q9 | 住居のリフォーム費について、夫婦またはパートナー以外が所有者である場合は対象になりますか？ | A9 | 実際に夫婦またはパートナーが居住していれば対象となります。ただし、賃貸借契約を結んでいるのであれば、賃貸人が負担すべき修繕費などは対象になりません。 |
| Q10 | 自ら工事する・友人に手伝ってもらう等によりリフォームした場合は、その材料費などが対象になりますか？ | A10 | 対象になりません。 |

| | | | |
|-----------------|--|-----|---|
| Q11 | 婚姻日等より前に住宅を取得した、住宅をリフォームした場合は、対象になりますか。 | A11 | 婚姻日等から起算して1年以内に婚姻等を機として取得した住宅、リフォームを実施した住宅であれば対象になります。 |
| Q12 | 婚姻等を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や婚姻等の前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象になりますか？ | A12 | いずれの場合も対象になります。 ただし、補助対象となるのは、夫婦またはパートナーの一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻等の前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。 一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象になります。 |
| Q13 | 夫婦またはパートナーの一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象になりますか？ | A13 | 対象になります。 ただし、住宅賃借や住宅取得のための契約名義が夫婦またはパートナーのいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦等のいずれかが行っていることが必要になります。 |
| Q14 | 契約名義人が夫婦等の親であり、夫婦等が親に住宅賃借費用又は住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象になりますか？ | A14 | 対象になりません。契約名義人及び支払いが夫婦またはパートナーのいずれかまたは共有であることが必要です。 |
| Q15 | 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けができない場合、どうしたらいいですか？ | A15 | 家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代等を含め補助の対象になります。なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。 |
| 引越費用について | | | |
| Q16 | 自分で荷物を運ぶ場合の引越費用は対象になりますか？ | A16 | 対象になりません。自らレンタカーを借りる、友人に頼む等して運んだ場合も対象になりません。 |
| Q17 | 荷物を宅配便で送った場合の送料は対象になりますか？ | A17 | 対象になりません。 |
| Q18 | 不用品の処分費用は対象になりますか？ | A18 | 対象になりません。 |
| 所得関係について | | | |
| Q19 | 所得とはいったい何を指しますか？ | A19 | 所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額となります。個人に複数の所得がある場合(例:給与収入と一時所得など)はこれらを合算します。 【給与所得者の場合】 1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額 【自営業者の場合】 1年間の売上金額－必要経費 |
| Q20 | 所得を証明するには会社からの源泉徴収票でいいですか？ | A20 | 源泉徴収票では受け付けていません。令和7年1月1日時点で住民登録されている自治体で所得証明書を取得してください。 |

| | | | |
|----------------------|--|-----|--|
| Q21 | 所得は、どの時点の所得証明書に基づいて確認すればいいですか？ | A21 | 令和6年分(令和6年1月1日～令和6年12月31日)の所得証明書にて確認してください。 |
| Q22 | 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでですか？ | A22 | 所得証明書の期間と同一期間で、令和6年1月1日から令和6年12月31日までです。 |
| Q23 | 貸与型奨学金の年間返済額は、どのように確認すればいいですか？ | A23 | 奨学金返還証明書により確認してください。同証明書の提出が困難な場合には、通帳等による返済額の確認でも差し支えありません。 |
| 領収書について | | | |
| Q24 | 口座振込で支払いをしたので領収書がありません。どうしたらいいですか？ | A24 | 銀行振込の控えや、振込が確認できる通帳の写しを提出してください。その際、支払者の氏名(口座名義人)、支払日、振込先、内訳、振込額がわかる書類(請求書等)を必ず添付してください。 |
| 住宅手当支給証明書について | | | |
| Q25 | 住宅手当の支給がない場合も証明は必要ですか？ | A25 | 必要です。 |
| Q26 | 結婚に伴い住宅手当の額が変わりますが、証明はいつ時点のものを提出したらいいですか？ | A26 | 提出する領収書記載の家賃に対しての手当額の証明を提出してください。 |
| マイナンバーカードについて | | | |
| Q27 | 個人番号が記載されている通知カードでもいいですか？ | A27 | 顔写真付きのマイナンバーカードを取得してください。 |
| Q28 | マイナンバーカードを取得していない場合は申請できないですか？ | A28 | マイナンバーカード取得後に申請してください。 |
| 地域活動団体について | | | |
| Q29 | 地域活動団体とはどのようなものですか？ | A29 | 主には町内会等の住民自治組織をいいます。その他、消防団や月1回以上地域活動を行う社会福祉法人やボランティア団体も含まれます。 |
| 移住者について | | | |
| Q30 | いつまでに転入した人が移住者となりますか？ | A30 | 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に、市外から夫婦またはパートナーが同居する住宅に転入した方が移住者となります。 |
| Q31 | 市外に住所を1年以上有していたが、市内の住宅に転入した後、夫婦またはパートナーが同居する住宅に転居した場合も移住者となりますか？ | A31 | 移住者になりません。 |
| 申請について | | | |
| Q32 | 申請書はどこでもらえますか？ | A32 | 市ホームページからダウンロードできるほか、本庁舎4階地域企画課または各支所の窓口で受け取ることができます。 |
| Q33 | 郵送で申請してもいいですか？ | A33 | 郵送で申請いただいても構いません。ただし、不備等ありましたら連絡をしますので、申請書には必ず連絡先を記載してください。 |